

令和7年6月22日執行予定

大和郡山市長選挙及び大和郡山市議会議員補欠選挙

不在者投票事務手引書

（不在者投票指定病院及び施設の不在者投票管理者用）

大和郡山市選挙管理委員会

は じ め に

本手引書は、令和7年6月22日執行予定の大和郡山市長選挙及び大和郡山市議会議員補欠選挙の指定病院及び施設（以下「指定病院等」という。）における不在者投票管理者の下で行われる不在者投票事務のため作成したものです。関係者におかれましては、本手引書を熟読の上、適正な事務執行に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本手引書は、法令等に定めるすべての不在者投票の方法を網羅したものではなく、指定病院等の不在者投票管理者の心得を示したものです。もし、不在者投票実務上ご不明な点がございましたら、大和郡山市選挙管理委員会事務局（TEL 0743-53-1151 内線461）までお問い合わせください。

本手引書に記載された法令等は、次のように略記しました。

大和郡山市選挙管理委員会・・・・・・・・委員会
公職選挙法・・・・・・・・・・・・・法
公職選挙法施行令・・・・・・・・・・・・・令
公職選挙法施行規則・・・・・・・・・・・・・則

目 次

第 1	概要-----	1
1	不在者投票ができる者-----	1
2	不在事由-----	1
3	不在者投票ができる期間-----	3
4	不在者投票管理者-----	3
5	不在者投票を行う場所-----	4
第 2	不在者投票の方法-----	5
1	一括請求による不在者投票の方法-----	5
2	記録の作成・保存-----	8
	《指定病院等における不在者投票経費の請求》-----	9
	【各種様式（別添）】	
	依頼書-----	別記様式 1
	請求書-----	別記様式 2
	不在者投票発送簿-----	別記様式 3
	不在者投票てん末書-----	別記様式 4
	不在者投票経費請求書-----	別記様式 5
	不在者投票者氏名等一覧表-----	別記様式 6

第 1 概 要

1 不在者投票ができる者

不在者投票ができるのは、次のすべての要件を具備している者に限られます。

- (1) 平成 19 年 6 月 23 日以前に出生した者であること、及び、令和 7 年 3 月 14 日以前に大和郡山市において住民票が作成されている者であること。ただし、大和郡山市外に転出した者は投票できません。
- (2) 選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙人」という。）であること。
- (3) 選挙の当日自ら投票所に行き投票することができない所定の事由（法第 48 条の 2 第 1 項各号に掲げられている六つの事由。以下「不在事由」という。）に該当すると見込まれる者。なお、指定病院等の入院患者等が一括請求により指定病院等内で不在者投票をする場合は次のいずれかの不在事由に該当します。

2 不在事由

(1) 第 2 号事由

用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

ア 「用務」とは、一切の公私の用事を意味し、趣味、娯楽、一身上の用事等がすべて含まれます。

イ 「前号の総務省令で定めるもの」とは、「葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務」と規定されています（則 15 の 4）。

ウ 「事故」とは、交通事故、旅先での疾病負傷、天災等をいいます。

エ 「旅行又は滞在」とは、期間が比較的短いか長いかの区別にすぎません。また、投票区の区域外に何らかの用事で出かけていくことも「旅行」に該当します。

オ 所属する投票区の区域外に所在する指定病院等に入院（入所）中の歩行可能な選挙人は本号に該当します。

(2) 第 3 号事由

疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

ア 本号は第 2 号事由と異なり、市町村の区域の内外を問いません。

イ 「歩行が困難であること」とは、選挙の当日、本号に規定する理由によって歩行が困難であると予想される場合であり、不在者投票を行うときに歩行が困難でなくてもかまいません。例えば、選挙の当日が出産予定日という場合等が考えられます。

ウ 指定病院、指定老人ホーム、国立保養所、指定身体障害者支援施設又は指定保護施設に入院（入所）中であっても、歩行が容易な者は本号に該当しないが、入院（入所）先が選挙人の属する投票区の区域外であるときは、第 2 号事由に該当することとなります。また、歩行が困難で、投票区の区域外に入院（入所）中の人は、第 2 号、本号どちらの事由であっても差し支えありません。また、歩行可能であっても施設の外へ出られない者はここにいう歩行が困難な者として取り扱います。

エ 刑事施設、労役場、監置場、警察留置場（※）、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院に入院（入所）中の者は、当該施設に収容されているだけで本号に該当します。

※なお、次の者は留置場に留置されている者には該当しない。

- ①警察において現行犯逮捕、通常逮捕または緊急逮捕し検察官に送致するまでの者。
- ②検察官が逮捕し又は検察事務官が逮捕して検察官に引き渡した被疑者及び警察から検察官に送致した被疑者で、勾留状の失効あるまでの者。
- ③警察官職務執行法第 3 条の規定による保護を受けている者。
- ④酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 3 条の規定による保護を受けている者。

(3) 各号共通事項

ア 各号の不在事由は、投票当日における選挙人の状態を予想するものであれば足ります。従って、投票当日になってその事由がたまたま消滅していたとしても、先にした不在者投票は適法なものとして処理されます。しかし、不在者投票を行う前に不在事由が消滅した場合は、不在者投票を行うべき理由がないので、たとえ投票用紙等の交付を受けていても不在者投票を行うことはできません。

（この場合は、投票当日投票用紙等を大和郡山市選挙管理委員会事務局に返還して一般の投票を行うこととなります。）

3 不在者投票ができる期間

- (1) 不在者投票ができる期間は、選挙の告示日の翌日（令和7年6月16日）から投票日の前日（令和7年6月21日）までの間（令58①）。
- (2) 指定病院等の長に対して行う不在者投票の手続きは午前8時30分から午後5時までの間に、委員会に対して行う不在者投票の手続きは原則として午前8時30分から午後8時までの間にしなければなりません。
（法270、270の2①）

4 不在者投票管理者

不在者投票管理者は、令第55条の定めるところにより次のとおりとなっています。

投 票 す る 場 所	不 在 者 投 票 管 理 者
1 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院	当該病院の院長
2 都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホーム（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）	当該老人ホームの長
3 国立保養所	当該国立保養所の所長
4 都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設	当該施設の長
5 都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設（救護施設及び更生施設）	当該施設の長
6 刑事施設、労役場、監置場又は留置施設	当該刑事施設の長、当該労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は当該留置施設の留置業務管理者
7 少年院	当該少年院の長
8 少年鑑別所	当該少年鑑別所の長
9 婦人補導院	当該婦人補導院の長

その他参考事項

- (1) 指定病院の院長、指定老人ホームの長、指定身体障害者支援施設の長若しくは指定保護施設の長が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることができません（令５５⑧）。
- (2) 不在者投票管理者が(1)に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合はそれぞれの職務を代理すべき者（指定病院の院長については医師又は歯科医師に限る。）が不在者投票管理者となります（令５５⑨）。
この場合の職名は、職務代理者である旨を記載すること（例えば〇〇病院長代理副院長〇〇〇〇）。
- (3) 不在者投票管理者が不在者投票に関してその業務上の地位を利用して、選挙運動をすることは禁止されています（法１３５②）。

5 不在者投票を行う場所

- (1) 不在者投票は、不在者投票管理者の管理する投票記載場所で行われなければならない（法４９①）。
ア 「管理する」とは、社会通念上時間的、場所的、客観的に管理権が及んでいることをいいます。
イ 不在者投票管理者がその場所にいなくても、不在者投票管理者の管理の下に事務職員がその事務を補助執行するのであれば差し支えありません。
- (2) 投票記載所は、投票の秘密保持が確保され不正手段の防止について相当の設備がなされていなければならない（令５８④、３２）。
ア 重病人等歩行困難な者の投票については、不在者投票管理者及び立会人が現在する限り、指定病院等のベッドの上において投票させても差し支えありません。この場合、公平、秘密の保持には特に注意してください。
イ 投票記載場所には、筆記具のほか、念のため糊も用意しておいてください。
ウ 投票記載場所には、候補者氏名等の掲示は行わないでください。
- (3) 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所では選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターの掲示はできないので、不在者投票を行う際には特に注意すること（法１４５①、２０１の１１⑥、令１０９の６）。

第2 不在者投票の方法

1 一括請求による不在者投票の方法

この一括請求は、指定病院等における入院患者等が指定病院等内において不在者投票を行う場合の典型的な請求方法です。

- (1) 選挙人は、投票用紙及び投票用封筒の請求を指定病院等の長に対して依頼します（令50④）。

ア 依頼は口頭でもかまいませんが原則として選挙人の自筆による文書（別記様式1）によること。

イ 点字で投票しようとする選挙人にはその旨を申し立てさせること。

- (2) 指定病院等の長又はそれらの代理人は、(1)の依頼に基づき選挙人に代わって委員会の委員長に別記様式2の請求書により投票用紙及び投票用封筒を請求します（令50④、則8の2）。

※FAXや電子メールでの請求はできません。お急ぎの場合は電話にてご相談ください。

ア 選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合も選挙人に代わって請求することはできません。

イ 点字で投票しようとする申し立てに対しては、請求書の備考欄に「点字」と記載すること。

- (3) 委員会の委員長は、(2)の請求を受けた場合は審査し、不在事由があると認めたときは、投票用紙及び投票用封筒を不在者投票管理者である指定病院等の長又はそれらの代理人に交付又は郵送します（令53①）。なお、指定病院等の関係者以外の者（例えば入院中の選挙人の家族等）が指定病院等にかわって「請求書」を持参し交付請求をする場合は、指定病院等発行の委任状など当該持参者が使者であることを証する書面が必要となります。

- (4) 指定病院等の長は、受理した投票用紙及び投票用封筒を直ちに当該選挙人に交付します（令53④）。

※注 実際の取り扱いとしては、指定病院等の長が確実な方法で保管しておき、投票時に渡すことも差し支えありません。

- (5) 指定病院等の長は、不在者投票を行わせる場合は、選挙権を有する者を立ち会わせること（法49⑩、令58③、56③）。

ア 立会人は1人でもかまいません。

イ 「選挙権を有する者」とは、実質的選挙権を有していれば足り、選挙人名簿に登録されているかどうかは問いません。一般的に指定病院等の

事務職員等があてられます。また、委員会に対し、外部立会人の立ち会いを依頼することもできます。

ウ 立会人は不在者投票管理者、その他の事務の補助者、代理投票の補助者を兼ねてはいけません。

(6) 選挙人は、交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を不在者投票管理者である指定病院等の長に提示してその点検を受けた後、投票します（令 5 8 ①）。

ア 投票は、投票記載場所において投票用紙に自ら候補者一人の氏名を記入し、これを投票用封筒の内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をしたうえ、外封筒の表面に署名して指定病院等の長に提出します（令 5 8 ①）。

イ 点字投票の場合は、先に外封筒に点字で署名し、その後で内封筒を外封筒に入れます。

ウ 身体の故障又は文字が読めないこと等により自ら記載することのできない選挙人は、指定病院等の長に申請して代理投票をすることができま
す（令 5 8 ④、5 6 ④）。

① 代理投票の方法は、指定病院等の長が選挙人の申請に基づき、立会人の意見を聞いて、補助すべきもの 2 人をその承諾を得て定め、その 1 人の立会の下に他の 1 人をして選挙人が指示する候補者 1 人の氏名を記載させます。

② ①によって行った投票は、内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をしたうえ、補助者に外封筒の表面の投票者欄に選挙人の氏名を記載させて指定病院等の長に提出させます。

この場合、「代理記載人欄」に記載してはならないものであることに特に注意してください。

③ 指定病院等の長が代理投票の事由がないと認めるときは、立会人の意見を聞いてその拒否を決定することができます。

④ ③の拒否の決定について選挙人に不服があるとき又は指定病院等の長は代理投票の事由を認めたが、立会人に異議があるときは、仮に投票させることとなります（令 5 6 ⑤、4 1 ①②③）。

⑤ 仮投票の方法は、別に仮投票用の封筒を用いるわけではなく、①②の
手続きによるほか、記載をした補助者にその者の氏名を投票用封筒の
表面左下の代理記載人欄に記載させます。（則別記第 1 1 号様式備考 1）

⑥ 代理投票の仮投票があった場合は、指定病院等の長はその仮投票になった事由書を作成のうえ、不在者投票送致用の封筒に同封してください。

(7) 指定病院等の長は、投票を受け取ったときは、投票用封筒（外封筒）の裏面に投票の年月日及び投票の場所を記載し、自己の職名及び氏名を記入（ゴム印でもよい）し、かつ立会人に署名（必ず自署）させ、これを他の適当な封筒（送致用封筒、郵送の場合はレターパックが好ましい）に入れて封をし、その表面に投票在中の旨を明記し、その裏面に記名、押印して直ちに委員会の委員長に送致又は郵送します（令60①）。

ア 外封筒裏面の記載は後で一括して行ってもかまいませんが、この場合それまでの投票の保管は厳重に行うこと。

イ 外封筒表面の選挙人の署名が確実になされているか確認すること。

参 考

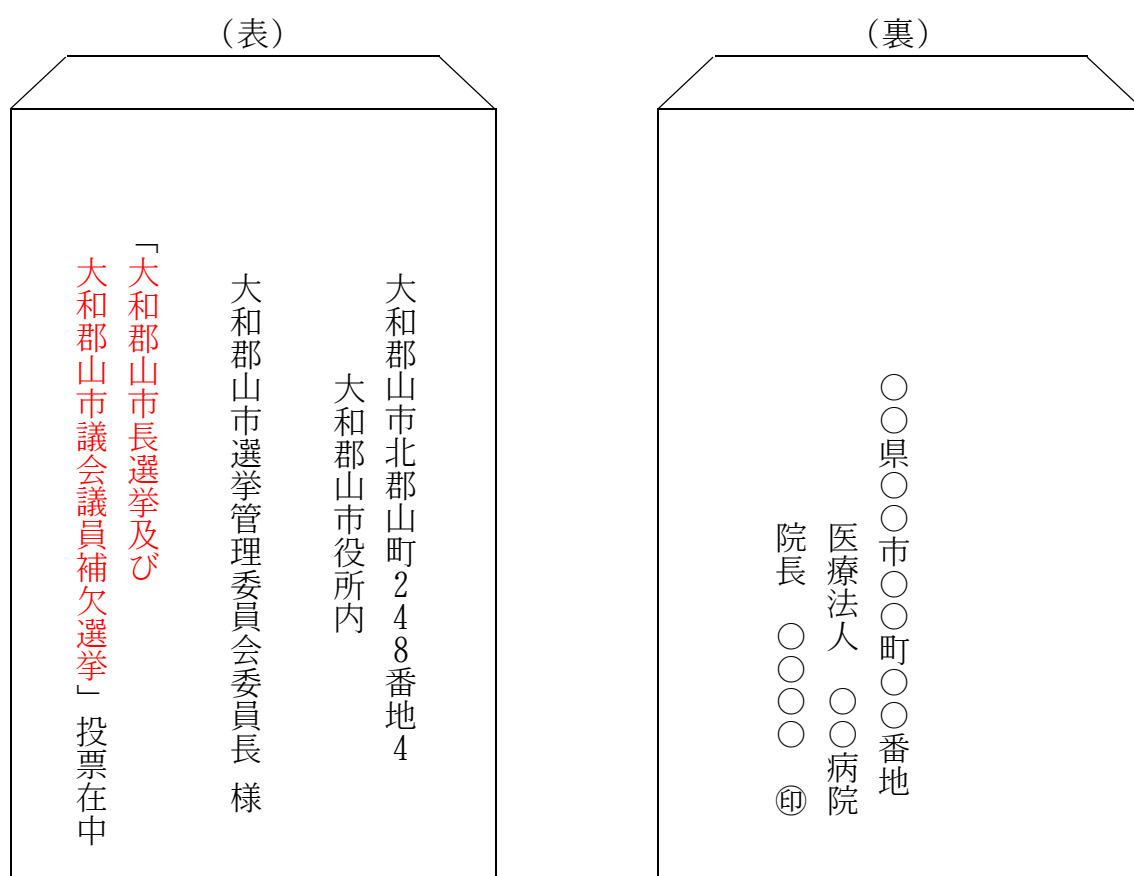
不在者投票外封筒

(表)

(裏)

※外封筒の「代理記載人欄」は、代理投票の仮投票を行った場合に限り記入すること。

送致用封筒様式（例）



2 記録の作成・保存

(1) 不在者投票てん末書

不在者投票を完了したときは、その選挙の種類、実施年月日及び時間、実施場所、不在者投票管理者である指定病院等の長の職、氏名、立会人の氏名、代理投票をさせた選挙人及び補助者の氏名等その他必要な事項を記録しておくこと（別記様式4）。

(2) 不在者投票発送簿

不在者投票用紙等の請求又は不在者投票を発送したときは、選挙人の氏名、宛先、請求又は発送日、送致又は郵送の区分、方法及び数量等を記録すること（別記様式3）。

(3) (1)及び(2)の記録は、法令により要求されたものではありませんが、後日選挙争訟等の証明資料として必ず作成しておき、当該選挙が確定するまでの間指定病院等において保存しておくものであること。

《指定病院等における不在者投票経費の請求》

(1) 請求の仕方

指定病院等の長（又はそれらの代理人）は、不在者投票の所定の手続きが終了した場合は、「不在者投票経費請求書」（別記様式 5）に必要事項を記入のうえ、「不在者投票者氏名等一覧表」（別記様式 6）を添えて下記宛て提出してください。

記

提出先

639-1198
奈良県大和郡山市北郡山町 2 4 8 番地 4
大和郡山市役所内
大和郡山市選挙管理委員会

(2) 不在者投票経費

不在者投票をした選挙人 1 人につき **1,236** 円。

※令和 7 年 6 月 4 日付の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律改正により金額が 1,236 円から変更となっております

(3) 請求期限

令和 7 年 7 月 2 5 日（金）までに必着するようお願いいたします。

【問合せ先】

大和郡山市選挙管理委員会事務局

（TEL 0 7 4 3 － 5 3 － 1 1 5 1 <内線> 4 6 1）